

質問書

2023年8月14日

「フィリピン国第2サンファニコ橋建設事準備調査【有償勘定技術支援】(QCBS)」

(公示日:2023年7月26日/公示番号 23a00133) について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第6条(8)既存橋の維持管理に係る現況調査	詳細調査、補修概略設計等は概略調査結果によるとのことだが、これらについての提案は求めないとの認識でよいか。	ご理解の通りです。
2	第5条(18)発注者によるファクトファインディングミッション及び審査への協力	当該事項は第6条調査の内容には含まれていない。MMとしていくつを予定しているのか。	業務量についてはプロポーザル案にてご提案ください。なお、全体の業務量目途は企画競争説明書 p.32 に記載している通りです。
3	第5条(18)発注者によるファクトファインディングミッション及び審査への協力	当該事項は第6条調査の内容には含まれていない。「一部同行」とあるが、同行にかかる費用(フィ国内航空賃等)は別見積でよいか。	本見積で積算してください。
4	P32	第3章 1. プロポーザルに記載されるべき事項 (3) 業務従事予定者の経験、能力 3) その他学位、資格」において「能力強化研修(円借款の建設工事の安全管理に係るコンサルタント能力強化研修)」について聴講(オンライン)参加で修了証書が発行されて	研修受講の認定書等があれば、写しを添付いただきますが、認定書等がない場合でも評価対象といたします。

		いない場合でも同様に評価されますでしょうか。	
5	第2章 第6条 調査の内容 (17) 事業効果の検討	当該項目の一部に、「調査対象事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率(FIRR)も併せて算出する」とあります。本事業の前後区間は一般国道であり料金徴収は現状していないため、財務分析の対象ではないと考えてよろしいでしょうか。それとも、料金徴収の有無は調査開始後に先方政府との協議を経ないと確定できないことから、本プロポーザル作成段階では財務分析を実施する前提で作業計画を検討すべきでしょうか。	現時点では料金徴収の要否・有無は決定しておりません。ご指摘の通り、料金徴収の有無は調査開始後に先方政府との協議を経ないと確定できないため、本プロポーザル作成段階では財務分析は <u>含めず</u> に作業計画を検討してください。
6	第2章 第6条(26)プルーフエンジニアリング実施のための資料作成、 第7条 成果品等	8/2 質問回答1の②では、インテリムレポートに工事費積算の基本方針を記載し、インテリムレポート自体をPEに確認依頼するという工程を想定していると思われます。しかし、企画競争説明書上でPEの対象となるのは「工事費積算の基本方針」と「適用予定の本邦工法・技術」である一方で、インテリムレポートの記載事項に上記項目は含まれておりません。そのため、インテリムレポート自体をPE対象とすることは求められておらず、インテリムレポートとは別途報告資料を作成しPE対	受注者は第6条(26)に記載の内容をPE業務で照査する必要があります。別途資料を作成されてPE業務を実施することも可能ですが、インテリムレポート(IT/R)の記載事項(プロジェクトの背景・経緯、概略設計と最適位置の検討結果等)にも照査内容が含まれると整理しております。従って、IT/RやDF/R等の成果物提出とは異なる時期に別途の資料を作成することはせず、これらIT/R、DF/R等の成果物の提出時にPE業務を併せて行うことで業務を効率化することが可能と

		<p>象とすることも可能という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>同様に、ドラフト・ファイナルレポートについてもドラフト・ファイナルレポートとは別に PE 用資料を作成することも可能という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>考えます。</p>
7	第 2 章 第 7 条 成果品等	<p>インテリムレポートの記載事項に「概略設計と最適位置の検討結果等」と記載されていますが、概略設計結果はドラフト・ファイナルレポートでの記載事項でありインテリムレポートでの記載内容には含まないという認識でよろしいでしょうか。企画競争説明書第 2 章 第 6 条の記述に従うと、代替案検討での最適位置決定後、最適位置について自然条件調査を実施し、その後自然条件調査の結果を考慮して概略設計を行うという工程が想定されますが、インテリムレポートの提出時期である調査開始後 5 か月時点で上記工程を経て概略設計の結果を提示することは困難だと思われま</p>	<p>インテリムレポートの段階で概略設計と最適位置の検討結果のご提出をお願い致します。JICA の提示する工期で実施することが困難な場合は、理由と共にプロポーザルで適切と考えられる工期をご提案ください。</p>
8	第 3 章 4. (3)別見積について	<p>8/2 質問回答 12 において、環境社会配慮の現地再委託について、採用されるルートが明確になっておらず提案者が想定する条件に応じて費用が異なることから別見積とすることを認めるとしていただいておりますが、最適位置選定後の地形測量につい</p>	<p>8/3 掲載済みの質問回答 12 に関し、「環境社会配慮一式」には地形測量の費用を含みます。なお、別見積ではなく定額計上指示となりますのでご注意ください。</p>

		ても、環境調査同様想定するルートによって実施数量が異なることから、別見積として計上することをご提案いたします。	
9	8/7 質問回答 No.12 P35 第3章 4. (3) 別見積について	現地再委託（環境社会配慮）を別見積として計上することを提案するという質問に対し、「事業の内容・性質を踏まえ、ご提案を認めます。環境社会配慮一式として、20,000,000円を定額計上してください」と回答されています。 その場合は上限額が 207,805,000 円となるのでしょうか。	上限額に変更は、ありません。 理由：定額計上は、上限額に含めないとの記載が企画競争説明書にあるためです。